

## 子の引渡実施の申立てに必要な書類等

(1) 執行官に子の引渡しを実施させる決定正本

(2) 申立書

申立書には引渡実施を行うべき場所（執行場所）を複数記載することが可能ですが、どの場所での引渡実施を第一に求めるのかも明らかにしてください。

(3) 印鑑（申立てから事件終了後まで、すべての書類に同じものを使用）

(4) 委任状（申立手続等を代理人によって行う場合）

(5) 債務者及び子その他執行場所に同席する可能性がある関係者の写真その他執行場所でこれらの者を識別することができる資料

写真についてはできる限り直近に撮影されたもの（撮影年月日も明らかにしてください）で複数枚（全身，上半身，顔，角度・服装・表情が異なるもの）あるのが望ましいです。写真がない場合には、子の身体的特徴等を記載した報告書，陳述書等を提出してください。

(6) 債務者及び子の生活状況に関する資料

具体的には、子の引渡しを命ずる審判書（写し），家裁調査官作成の調査報告書（子の監護状況に関するもの，交流場面観察に関するもの），子の監護状況に関する陳述書，執行場所の周囲の状況に関する書類などを含む子の引渡しの審判等の一件資料を提出してください。

(7) 第三者の占有する場所での執行の許可を受けたことを証する文書（許可がある場合）

(8) 債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定謄本（決定がある場合）

(7)，(8)の執行裁判所の許可や決定が必要な場合は、速やかに許可や決定を得るよう努めてください。

## その他必要なもの

(1) 債務者に関する調査票

(2) 執行場所の周辺地図（最寄駅から執行場所までの経路が分かるもの）

\* なお、申立てを検討される場合には、執行官室に対し、できる限り早期に事前相談を申し入れてください。